

議案第84号

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正
する条例の制定について

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和元年11月29日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公務員法等の改正により、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されたこと等に伴い、西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例等について必要な措置を講ずる必要があるため。

西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例等の一部を改正
する条例

(西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市職員の分限及び懲戒に関する条例（平成17年西脇市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第30条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第31条第1項第1号及び同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第32条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第34条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第29条第1項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(西脇市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市職員等の旅費に関する条例（平成17年西脇市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「、第4項及び前項」を「及び前2項」に改める。

(西脇市印鑑条例の一部改正)

第4条 西脇市印鑑条例（平成17年西脇市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

(西脇市消防団の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 西脇市消防団の設置等に関する条例（平成17年西脇市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(西脇市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第6条 西脇市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成17年西脇市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(西脇市表彰条例の一部改正)

第7条 西脇市表彰条例(平成17年西脇市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。